

## 生涯に1度は受けよう

# 高齢者肺炎球菌予防接種のお知らせ

肺炎球菌に感染すると肺炎や気管支炎などを引き起こし、特に高齢者では重症化し入院となることもあります。

肺炎球菌ワクチンは肺炎球菌による肺炎などの感染症を予防し、重症化を防ぎます。

ご自身が定期接種対象者なのか、任意予防接種対象者なのか確認して、予防接種を受けましょう。

☎健康介護課 TEL22-6838

	定期接種(予防接種法に基づく制度)	任意接種(市独自の助成制度)
	山口市に住民登録がある人	
助成対象者 ※詳しくは、 11ページをご覧ください。	過去に肺炎球菌予防接種を受けたことがない、次の①②のいずれかに該当する人 ①65歳になる人 ②60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓または呼吸器の機能障害または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害がある人 平成31(2019)年度に65歳になる人は、 <u>本年度以降定期接種・任意接種の機会はありません。</u> (経過措置) 平成31(2019)年度は、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上になる人も対象となります。	次の①から④全てに該当する人 ①66歳以上の人 ②平成26～30年度の定期接種で受けていない人 ③過去に全額自費で受けた人 ④高齢者肺炎球菌予防接種を受けてから5年以上経過している人
接種期間	平成31(2019)年4月1日～ 令和2(2020)年3月31日	平成31(2019)年4月1日～ 令和6(2024)年3月31日(5年間)
金額	自己負担 2,500円	
助成回数	定期・任意合わせて生涯で1回助成	
実施場所	・山口市予防接種指定医療機関 ・市外の岐阜県広域化予防接種事業に協力しているかかりつけ医療機関	山口市予防接種指定医療機関 (それ以外の医療機関は助成は受けられません)
接種方法	次の持ち物を持参し、実施場所で接種してください。 1. 予診票(対象者には通知しています) 2. 健康保険証など身分の証明できるもの 3. 2,500円(自己負担金額)	健康介護課へ申し込みをしてください。

### 定期接種対象者

65歳：昭和29年4月2日～昭和30年4月1日生の人

70歳：昭和24年4月2日～昭和25年4月1日生の人

75歳：昭和19年4月2日～昭和20年4月1日生の人

80歳：昭和14年4月2日～昭和15年4月1日生の人

85歳：昭和9年4月2日～昭和10年4月1日生の人

90歳：昭和4年4月2日～昭和5年4月1日生の人

95歳：大正13年4月2日～大正14年4月1日生の人

100歳：大正8年4月2日～大正9年4月1日生の人

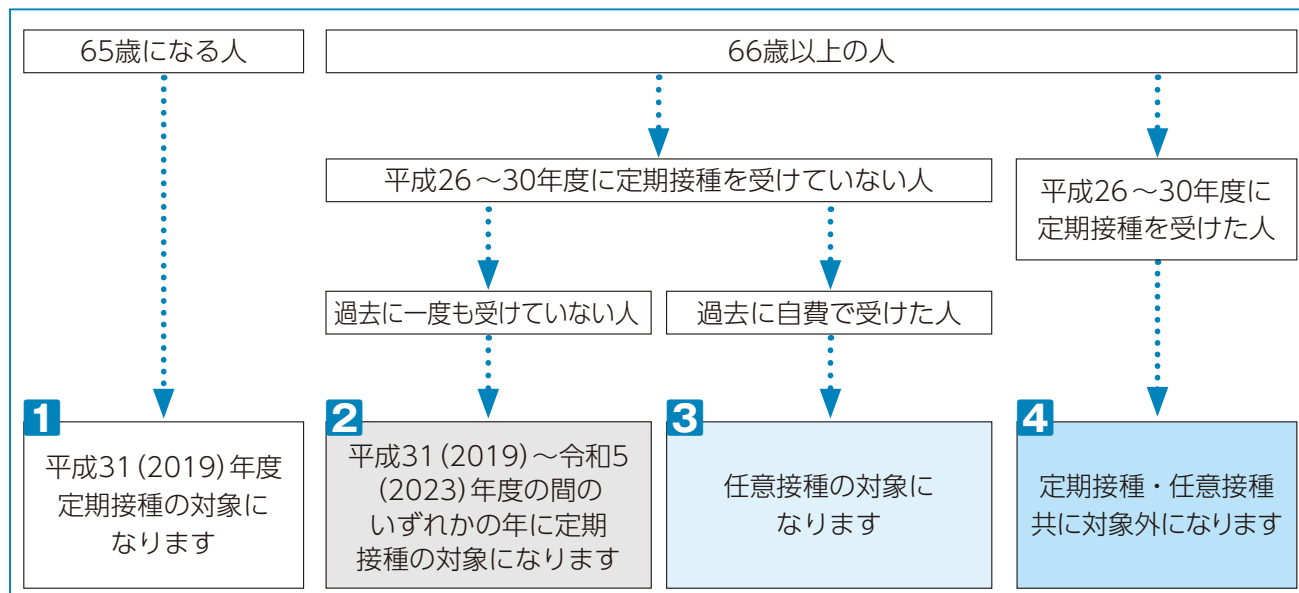
100歳以上：大正8年4月1日 以前生の人

- ・高齢者肺炎球菌予防接種を受けて多くの人に肺炎を予防してもらう目的で、1人1回は市の助成が受けられるようになりました。
- ・定期接種も任意接種も自己負担は2,500円です。残りの金額を市が負担します。
- ・1人1回の助成となりますので、どちらか一方での助成になります。

# 平成31(2019)年度高齢者肺炎球菌予防接種の対象者

高齢者肺炎球菌予防接種の対象者については、フローチャートのとおりですが詳しくは問い合わせてください。

## 対象者のフローチャート



**1**の人(平成31(2019)年度中に65歳になる人)  
平成31(2019)年度以降、定期接種・任意接種の対象となりません。  
ぜひ、今年度中に受けましょう。

**2**の人(過去に一度も受けていない人)  
平成31(2019)年度以降5年の間に1回は定期接種の対象になります。対象年度の4月に郵送された予診票で接種してください。  
※その年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上になる人が定期接種の対象です。

**3**の人(過去に全額自費で受けた人)  
前回予防接種を受けてから5年経過していれば、もう1度次の予防接種を受けることができます。市には全額自費で接種している人の接種データがないため、**2**の定期接種の対象者とみなして対象年度に通知が届きますが、定期接種は受けられません。その代わりに、全額自費で接種して5年経過してから、再接種する時に任意接種の対象になります。接種には健康介護課に事前の申し込みが必要です。

**4**の人(過去に定期接種を受けた人)  
平成26～30年度に定期接種を受けており1人1回の助成をすでに受けていることから、市の助成の対象外となります。そのため、今後2回目以降の接種は全額自費で接種となります。接種時期については主治医と相談してください。